

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

令和5年(ネ)第584号 「結婚の自由をすべての人に」訴訟控訴事件
控訴人 原告番号1(こうすけ)、原告番号2(まさひろ) ほか4名
被控訴人 国

控訴人ら第7準備書面

(法律上の婚姻が認められないことによる損害)

2024(令和6)年4月30日

福岡高等裁判所 第5民事部 御中

控訴人ら訴訟代理人

弁護士

安孫子健輔
石田光史
岩橋愛佳
太田信人
久保井摂
後藤富和
武寛兼
徳原聖雨
永里佐和子
塙愛恵
藤木美才
吉野大輔

石井謙一
井上敦史
緒方枝里
太田千遥
郷田真樹
鈴木朋絵
寺井研一郎
富永悠太
仲地彩子
藤井祥子
森あい
渡邊陽

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第 2 回期日(20240902)提出の書面です。

第 1	はじめに	2
第 2	最新の L G B T Q 当事者の意識調査の概要及び結果	3
1	調査の概要	3
2	調査の結果	4
3	小括	9
第 3	控訴人ら以外の当事者の語りからみえる法律上の婚姻が認められないことによる損害	9
1	大北武己と楠田嘉彦の場合 (甲 A い)	10
2	近藤佳と今井美亜里の場合 (甲 A う)	12
3	みえとかよの場合 (甲 A え)	14
4	小括	17
第 4	原判決以降の控訴人らのおかれている現状	17
第 5	さいごに	21

第 1 はじめに

控訴人らは、訴状第 7 において、法律上の婚姻が認められない同性カップルは、婚姻に伴う様々な権利・利益を享受することができないことを述べ(訴状 16 頁～)、原告ら第 4 準備書面で法律上・事実上の不利益について具体的に主張した。

また、同性婚を認めない本件規定の存在自体が、同性愛者等が異常であり、異性愛者に比べて劣った存在であるという社会的差別(スティグマ)を、作出・助長させる要因となっており、それにより同性愛者らの尊厳が著しく傷つけられ続けている現状については、原告ら第 7 準備書面で詳述した。

そして、原告ら第 25 準備書面で、同性カップルに法律上の婚姻が認められない現行制度を合憲とした大阪地裁判決を受けて行われた当事者アンケートの結果を基に、本件規定が同性愛者等に被らせている困難の実態、同性愛者等に深く刻み込まれ、その人格的尊厳を毀損しているスティグマの深刻さを明らかにし、原告ら第 26 準備書面において、原告らおのおのの人格的尊厳が毀損されている実態を、陳述書及び原告尋問の結果に基づいて明らかにした。

本書面は、最新の L G B T Q 当事者の意識調査の結果、控訴人ら以外の当

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

事者の語りや原判決以降に控訴人らがおかれている状況を述べ、あらためて同性愛者等がスティグマにより人格的尊厳を毀損され、法律上の婚姻が認められないことで法律上・事実上の不利益を被っていることを明らかにし、これまでの主張を補足するものである。

第2 最新のLGBTQ当事者の意識調査の概要及び結果

1 調査の概要

2023年(令和5年)11月21日、宝塚大学看護学部の日高康晴教授(以下、「日高教授」という。)によって行われた「第3回LGBTQ当事者の意識調査～いじめ被害やカミングアウト、同性婚等に関する声～REACH Online 2022」の調査結果が明らかとなった(甲A1021)。

「REACH Online」は、日高教授が2005年(平成17年)より継続して実施している全国インターネット調査であり、本調査は、2022年(令和4年)12月1日から2023年(令和5年)4月21日までの期間、LGBTをはじめとするセクシュアルマイノリティ当事者が利用するWebサイトやSNSでの口コミ、マッチングアプリにバナー広告を掲出することを通じて研究参加者を募り、学齢期の出来事(いじめ被害、不登校、ネガティブライフイベントなど)、同性パートナーシップ宣誓制度や同性婚に関する事等に関する質問事項への回答をまとめたものである(なお、日高教授は、1999年(平成11年)に全国規模のゲイ・バイセクシュアル男性を対象とした日本初の調査を行っており、その後、LGBTQ当事者を対象にした調査も行うようになった(甲A462号証)。本訴訟では、2019年(令和元年)に行われたLGBTQ当事者を対象とした2回目の意識調査(甲A172)の報告も証拠として提出しているが、3回目の意識調査で新たに問われることになった質問もあり、2022年に行われた最新の意識調査の結果を証拠提出し、主張を補足する)。

有効回答数は10,449件で、47都道府県すべてから回答があり、回答者の年齢は10歳から97歳と幅広い。

元々厚生労働省エイズ対策研究事業「男性同性間のHIV感染対策とその評価に関する研究」の一部として始まったという調査の沿革から、ゲイとバ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】

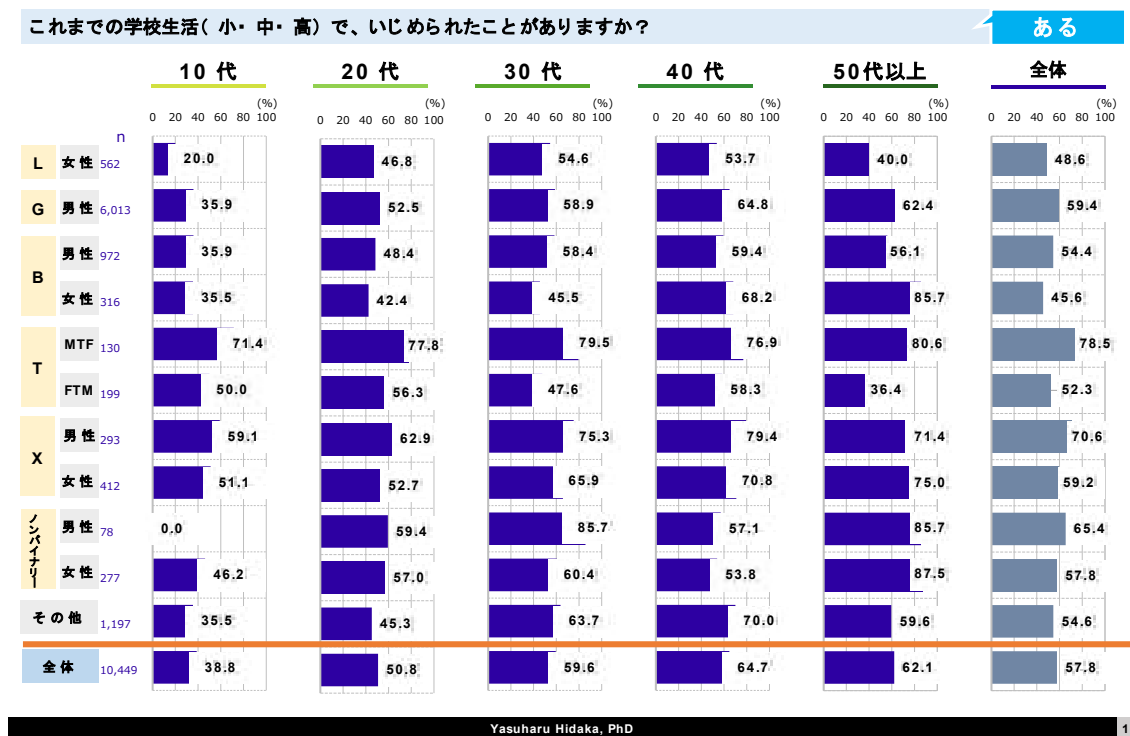
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

イセクシャル男性の回答が過半数を超える(合わせて67%)という特徴がある。

2 調査の結果

調査結果概要によれば、10代のいじめ被害割合は過去の調査と比べると減少傾向の兆しがあるものの、38.8%と依然として高い割合になっている。

— 学校生活(小・中・高)で、いじめられた経験の有無 —



そして、10代の不登校経験割合は34.9%と、前回の調査(2019年調査、30.2%)と比較してやや増加傾向にある。

上の年代のいじめ被害割合と比べて10代の被害割合が少なく、過去の調査と比較して減少傾向にあることは、控訴人ら第8準備書面で述べたとおり、社会が変化してきていることの影響があるのではないかと考えられるが、10代の不登校経験割合が34.9%と高く、依然として根強い偏見・差別が残っていることもうかがわれる。

小中高でのネガティブライフイベントについては、75.8%もの人がい

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

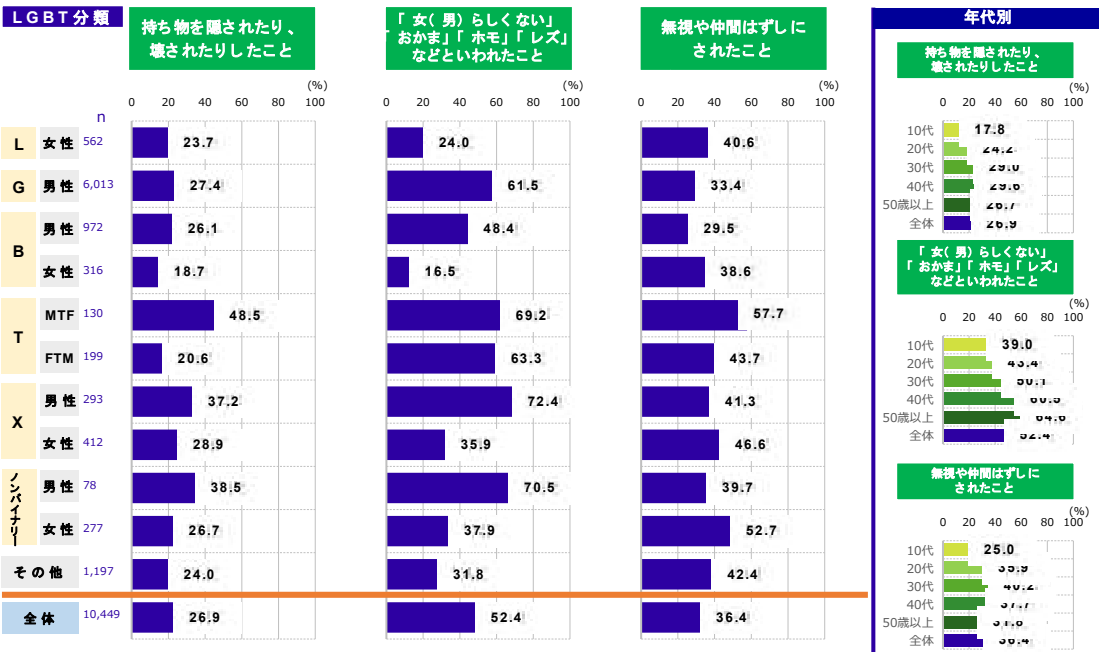
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

ずれかを経験していると答えており、特に『女(男)らしくない』『おかま』『ホモ』『レズ』などといわれたこと」が52.4%と最多であった。

— 学校生活(小・中・高)のネガティブイベント —

これまでの学校生活(小・中・高)で、次のような経験がありますか?(複数回答可)

ある



Yasuharu Hidaka, PhD

14

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

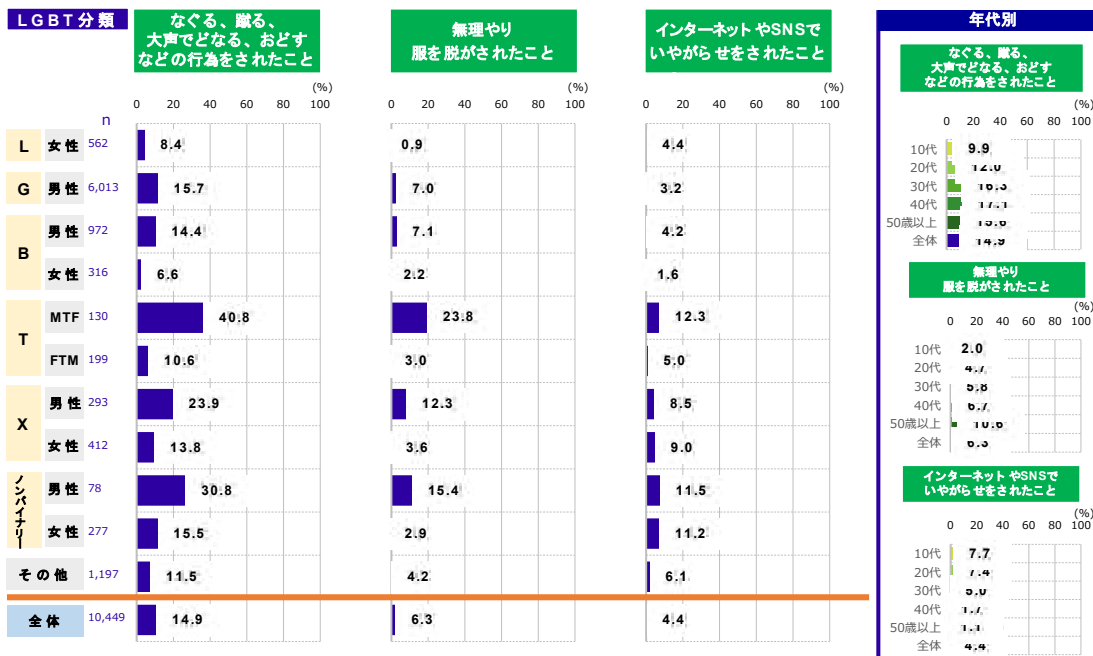
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

— 学校生活(小・中・高)のネガティブライフイベント —

これまでの学校生活(小・中・高)で、次のような経験がありますか？(複数回答可)

ある



Yasuharu Hidaka, PhD

15

そして、そのネガティブライフイベントの経験を知っている人や目撃した人がいたとの回答が全体で68.6%であったのに対し、助けてくれる人やかばってくれる人がいたとの回答は全体で26.6%にとどまっている。

また、SNS等でLGBTQ+についての差別的な発言を見聞きしたことが「1年以内にある」との回答が71.5%、職場や学校でLGBTQ+についての差別的な発言を見聞きしたことが「1年以内にある」との回答が全体で37.2%、「1年以上前にある」との回答と合わせると69.9%にもなる。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
 【リンクはご自由にお貼りください】
 「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

— SNS等で差別発言を見聞きしたこと —

あなたはSNS等でLGBTQ+ についての差別的な発言を見聞きしたことがありますか。



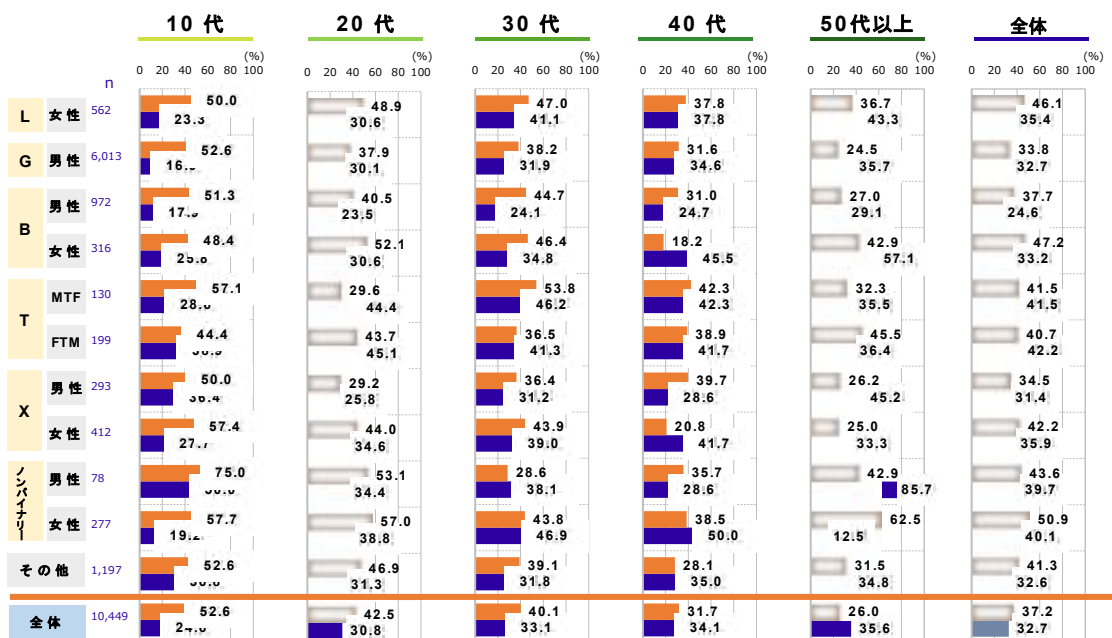
※ノンバイナリー：自身の性自認・性表現に「男性」「女性」といった枠組みをあてはめようとしないセクシュアリティ

Yasuharu Hidaka, PhD

33

— 職場や学校でLGBTQ+ についての差別的な発言 —

あなたは職場や学校でLGBTQ+ についての差別的な発言を見聞きしたことがありますか。



Yasuharu Hidaka, PhD

34

アウトティング (他人が本人の了解を得ずにLGBTQ+であることを暴露)

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

すること) 被害経験割合も 21.7%であり、アウトティングをした者の属性は「会社の同僚」25.5%、「会社の先輩」14.7%、「会社の上司」14.4%であった。

これらの調査結果からも、未だに同性愛者等に対する根強い偏見・差別の存在がうかがわれる。

また、この調査では、同性婚を法律で認めてほしいかどうかについても尋ねており、認めてほしいという回答が全体で68.6%、10代85.1%、20代77.8%と若年層でより高い割合になっている。

更に特筆すべきは、同性パートナーシップ宣誓制度利用者の91.5%が同性婚を法律で認めてほしいと求めているという結果であり、パートナーシップ宣誓制度では十分ではないと認識していることが示唆されている。

その理由としては、「社会保障や税制上の不利益解消」76.0%、「平等な社会の実現のため」75.8%、「診療場面で家族と認めてもらうため」74.5%などが挙げられている。

— 同性婚を法律で認めてほしい割合 —

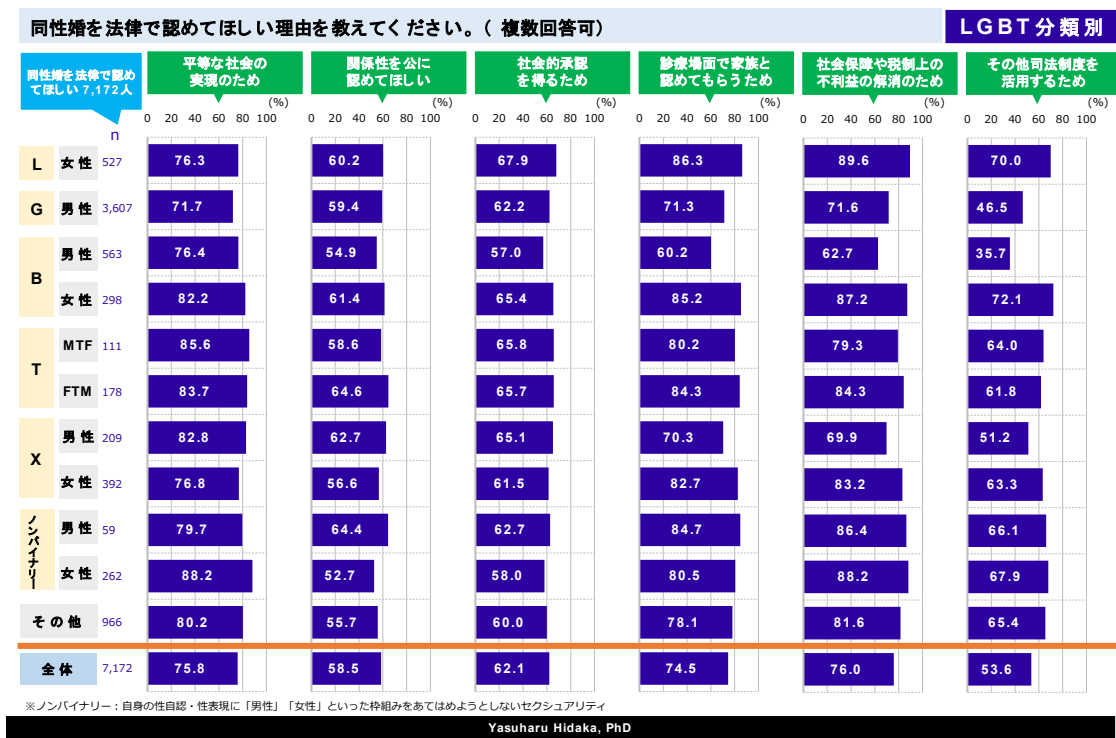


【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

— 同性婚を法律で認めてほしい理由 —



3 小括

婚姻という社会制度から同性愛者等を排除していることが、同性愛者等の存在を不可視化させる大きな要因のひとつになり、同性愛者等に対する偏見・差別を助長していることは、これまで述べてきたとおりである。

そして、上記のとおり、徐々に社会が変化しつつあるとはいえ、2022年に実施された最新のLGBTQ当事者の意識調査においても、同性愛者等が偏見・差別により人格的尊厳を毀損される現状が変わっていないことが明らかとなった。また、上記調査結果から、同性パートナーシップ宣誓制度が法律上の婚姻の代替制度にはなりえていないことは明白である。

やはり、根強く残る同性愛者等に対する偏見・差別を除去し、同性愛者との平等を実現するためには、同性カップルにも法律上の婚姻を認めるという制度改革が必要不可欠であり、同性愛者等が被っている被害の深刻さに鑑みれば、喫緊の課題として早急に対処されなければならない。

第3 控訴人ら以外の当事者の語りからみえる法律上の婚姻が認められないこ

とによる損害

1 大北武己と楠田嘉彦の場合 (甲 A 1 0 2 2)

大北武己(以下、「大北」という)と楠田嘉彦(以下、「楠田」という)は、1971年(昭和46年)に大北がまだ大学4年生のときに大阪で出会ってすぐに交際を始めた。その後、楠田が高松に赴任した際には、学生だった大北が頻繁に楠田のもとに通い、現地で新婚夫婦のような生活を送っていたところ、楠田からのプロポーズもあり、お互いにこれからも一緒にずっと二人でいようと約束した。

大北が大阪の広告会社に就職し、楠田が大阪勤務になって戻って来てからは、一緒に家を借りて二人で暮らすようになり、2016年(平成28年)3月6日に楠田が突然倒れて亡くなるまで、二人は、45年間実質的に夫婦同然の生活を送っており、大北は楠田のパートナーとして、楠田の母親や姉夫婦の葬儀や法事にも参加していた。

二人の生活は、楠田が退職して以降、大北が始めたテキスタイルデザイナーとしての仕事による収入で支えられていた。大北が自身の働いて貯めたお金を開業資金と当面の運転資金として会社から独立する際、楠田も「一緒にやる」と言い出したため、特に仕事に関して楠田に役割はなかったが、大北は楠田に対する愛情からそれを承諾し、年上であった楠田の名前で事務所を借りたり事業に使う口座の開設をしたりして、その後もお金の管理は楠田に任せていた。

二人は近所の仲間に「いつも一緒に二人」として受け入れられ、仲間と一緒に日々の食事会や旅行を楽しみ、お互いの誕生日にはプレゼントを贈り合い、大北が大腸癌の手術をした際には、幸いにも病院側が楠田をパートナーと認めてくれたため、楠田が手術の同意書へサインし、病状等の報告も受けることができた。

二人は、2016年(平成28年)1月に自分たちの将来のことを話し合い、年上の楠田の死後に楠田の財産を大北に譲ることができるよう、楠田の誕生日である同年4月1日までに養子縁組をすることに決め、二人の関係や養子縁組の予定を楠田の親族にも伝えていたが、縁組が実現する前の同年3月6日、楠田が突然倒れ、そのまま帰らぬ人となった。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

上記のとおり、異性カップルと何ら変わらない夫婦同然の生活を45年もの間送っていたにもかかわらず、楠田の死後、大北は楠田の妹等に拒否され、霊安室に入ることも、最愛の人の葬儀で喪主になることも、親族として参列することも、お骨拾いも許されず、楠田がどこで茶毘に付されたのかもどこにお墓があるのかも教えてもらえなかった。

その上、事務所の借主や口座の名義人が楠田であったため、大北は、上記のとおり実質的に大北の技術と得意先との信頼関係で成り立っていたテキストスタイルデザインの仕事を楠田の妹に奪われ、同じく借主が楠田であった二人と一緒に暮らしてきた家からも追い出され、楠田の私物も徹底的に奪われた。結果的に弁護士に依頼して交渉したことで免れたが、一時は大北自身の携帯電話に保存された楠田の写真まで消すように求められたこともあった。

大北は、「僕らは普通に出会って、普通に一緒に暮らしてきただけなのに。僕らが暮らしてきた事実は誰も奪えないよね。僕たちが男と女だったら、とっくに婚姻届出してたと思う。僕たちが男と女だったら、僕たち2人が暮らした45年の日々を、なかったことにして消し去ってしまおうとする人なんて現れなかったと思う。そんなこと、あなたが喜ぶわけがないだろうし。」「楠田の妹がやったことは本当にひどいと思う。けれど、僕と楠田には結婚制度はない。法律は、妹のほうを支えている。」と述べる。

その言葉どおり、同性カップルにも婚姻が認められていれば、大北と楠田は籍を入れていただろうし、そうであれば、楠田の死後、大北は配偶者として相続が認められ、仕事も家も楠田が大北に遺したかった財産も、奪われることはなかったはずである。

同性カップルであっても、お互いの親族から二人の関係性を好意的に受けとめられ、事実上紛争が生じないケースもあるが、「婚姻」という法制度で守られていないということは、一方が死別した後、遺されたパートナーは、亡くなった者の親族等の人柄や考え方次第で紛争に巻き込まれるなど、大北のように思い出以外のすべてを奪われるという事態になる場合もあり、同性愛者等がいかに不安定な立場に置かれているかがよくわかる。

上述のとおり、二人が養子縁組をすると決めていた日の直前に、予期し得ない死を迎えることとなった。楠田が亡くなる前に養子縁組が成立してさえいれば、大北が失ったものの多くは法的に保護されていたであろう。しかし、

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

「ふうふ」であり、法的にもその承認を求めているカップルにとって、養子縁組という制度の利用は、本人たちにとっては決して十分に納得のいくものではない。かような本人たちには違和感のある姑息な処置を講じておかなければ、半世紀にわたって築きあげてきたキャリアをも無惨に奪われてしまう。大北がこうむった被害は、あまりにも理不尽であり、同性婚が認められていない社会が同性愛者等をいかに不平等に取り扱っているか、その実状を端的にあきらかにするものである。

2 近藤佳と今井美亜里の場合 (甲 A 1 0 2 3)

近藤佳 (以下、「近藤」という) と今井美亜里 (以下、「今井」という) は、2017年 (平成25年) に出会って交際を始め、付き合って半年後くらいから近藤の住む家で、元々近藤と一緒に暮らしていたミニチュアダックスフンドも含めた二人と一匹で一緒に生活するようになった。二人とも、戸籍上は女性同士である。

近藤は、今井を自身の家族にも当初は友人として紹介し、特に近藤の父親は今井と意気投合し、親しく交流していた。近藤は、今井と自分の父親と3人でいるときに、実は友だちではなく恋人だと打ち明けたところ、好意的に受けとめられ、それ以降は、近藤の父親は今井を一人の大事な家族として接し、近藤よりも今井と一緒に過ごす時間の方が長いほどだった。

他方で、今井が病気で救急搬送された際、近藤が救急隊員に「パートナーです」と説明したのに「友人」と記載されたり、医師が今井のセクシュアリティを理解せず、不適切な対応をされるなど、不安を感じる場面も経験していた。

今井の「もっとオープンに顔や名前を公表して性的マイノリティの人権のための活動に関わりたい」という思いを受け、近藤は今井と共に、性的マイノリティの存在を可視化するプロジェクトである「OUT IN JAPAN」に参加した (陳述書添付資料1)。また、2020年 (令和2年) 4月に居住していた自治体がパートナーシップ宣誓制度を開始すると、さっそく登録し、第一号宣誓者として顔や名前を出した (陳述書添付資料2)。同年9月には、インターネット上のニュース番組に同性カップルとして出演し、自分たちをきちんと婚姻関係、配偶者として認めてほしいという思いを発信する

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

(陳述書添付資料3、4)など、二人は同性婚の実現を求めて、積極的に活動していた。

今井の体調の問題もあり、近藤の就労収入がカップルの主な収入源であったが、近藤にとって、仕事を終えて帰宅し、今井と食事をしながらその日のことをお互いに話したりする何気ない時間が支えとなっており、二人は、法律婚している男女の夫婦と何ら変わらない生活を送っていた。「死んだ後は同じ海に散骨しよう」と言い交わすなど、お互いに生涯の伴侶と思い定めた関係だった。

二人とも、法律婚ができるようになることを切望しており、実現すればすぐに結婚するつもりでいた。近藤の家族が、二人のために結婚式のようなイベントをサプライズで用意してくれたこともあった。

一方、法律婚ができない現状をふまえ、二人の間で遺言書作成が話題にのぼったり、将来の生活や死別に備えて資産運用の話をしたりすることもあったが、近い将来に死別という事態に直面するなど、リアリティをもって考えたことはなく、具体的な手続きに移す機会をもたずにいた。

ところが、2023年(令和5年)2月7日、今井が出勤中に交通事故に遭い、帰らぬ人となった。今井の会社から連絡を受け、近藤は取るものも取りあえず警察署に駆けつけ、パートナーであることを名乗って事故の詳細の説明を求めたが、「親族ではないので教えられない」と拒絶されてしまった。

最終的には、今井の弟を通じて知ることができたが、弟とともに案内されたのは警察署の安置所で、そこではじめて今井が既に死亡していることを知らされた。

近藤は、事故に関連して警察から事情聴取を受けたが、その際に、事故とは関係のない、およそ興味本位としか思われぬような質問を受け、同性カップルは普通ではないかのような扱いに、深く傷ついた。

さらに、近藤は、パートナーシップ制度を利用していたことを伝え、交通事故の加害者の刑事裁判に被害者遺族として参加することを求めたが、裁判所から認められず、被害者参加が許され、検察官の隣に座る今井の弟を、傍聴席から他人として見守ることしかできなかった。結果的に近藤の心情を綴った陳述書は検察官によって読み上げられたが、加害者からも加害者の弁護士からも、遺族として謝罪の言葉を受けることもなく、様々な

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

場面で、繰り返し二人の関係を否定され、悔しい思いをした。

今井の親族にパートナーとして受け入れられていた近藤は、今井の弟と共に喪主として葬儀を執り行うことができたものの、遺骨の扱いや交通事故の賠償金の扱いなどをめぐり、次第に意見が食い違い、良好な関係を維持することが困難になった。

「私はみあちゃん(今井のこと)と暮らし、一番そばにいて、たくさん話をして、みあちゃんが何を大事に思って生きてきたのか、自分の死後についてどんな願いがあったのかを一番知っています。私がもし法律上配偶者という立場での発言権があれば、私を通じてみあちゃんの思いを実現することができたのだろうと思うと、それができなかったことが悔しく、悲しいです」と近藤は言う。

法律上の配偶者でないことから、どこまで自身の意見や権利を主張しているのかわからず、結果的に、今井の遺志に沿う納得のいく解決を得ることができなかった。

近藤は、最愛のパートナーである今井を失ったことについて、「私にとって一番強く思うのは、『彼女の一番の夢をかなえてあげられなかった』という悲しさで、それに尽きます」と述べる。今井の一番の夢とは、愛する近藤と法的に結婚し、みんなから祝福されることであり、その夢を実現させるため、生前、今井は様々な活動に尽力していた。しかし、その今井の夢は永遠に叶わなくなってしまった。

また、このケースから明らかになるのは、パートナーの生前には親族からパートナーとして好意的に受け入れられていたとしても、一方が亡くなった場合、法的な権限がないことから、遺骨や財産の取扱をめぐり、パートナーの親族との関係がうまくいかなくなることもある。その場合、法的な「配偶者」として認められていないということは、それほどに脆弱で不利益な地位に置かれているということなのである。

3 みえとかよの場合(甲A1024)

みえとかよは、2014年(平成26年)5月に交際を始め、半年ほどの期間を経て同棲し、それから10年連れ添っている同性カップルである。同棲するにあたって、「一生一緒に添い遂げる」という覚悟を持っていた二人

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

は、異性カップルと同じように互いの両親に挨拶に行き、いずれの家族にも好意的に受け入れられ、2018年(平成30年)5月には福岡市のパートナーシップ宣誓制度にも登録した。

その後、同年12月にみえからのプロポーズにかよが応え、二人で「何があっても一生ともにする」という決意をあらためて固めた。かよにウェディングドレスを着せてあげたいというみえの発案で、2019年(令和元年)5月の交際5年記念日にはフォトウェディングを行なった。

2022年(令和4年)、二人は長年の夢だったマンションを購入することにした。同性カップルの場合は、銀行によってはペアローンを組むことはできないし、異性カップルとは提出する書類も異なることや、そもそも同性カップルへの差別・偏見もある中で不動産会社も受け入れてくれるかという不安を抱えながら、物件探しを進め、幸いにも差別的な対応を受けて嫌な思いをすることなく欲しいマンションを購入することができた。しかし、不動産会社の担当者も同性カップルがペアローンを組んで物件を購入するための手続きに精通しているわけではなく、二人の方が事前に準備し、不動産会社に説明して契約に至った。ペアローンを組むためには、3通の公正証書の作成が必要であり、それには決して安価ではない費用と時間を要した。

みえとかよは、「同性婚さえあれば、婚姻届を一枚出すだけで済むはずのものを、これだけの費用と労力と時間をかけて作らなければならないことは、とても負担に感じました。私たちはたまたまお金があり、それができたものの、皆が皆そういう方法を取ることもできませんし、できたところで、法的にカバーできる部分も限られているため、同性婚がないことにより生じる壁の高さに、苦しさを覚えました。家を買うためにいろんなことを調べていく中で、いかにパートナーシップ宣誓制度が、私たちを『ふうふ』として守るという意味で無力で、私たちカップルは何にも守られていないのだなということを感じさせられた」と語っている。

二人は、同年4月1日から新たに制度が導入された福岡県でもパートナーシップ宣誓をしており、福岡市と福岡県の二つの自治体で同性パートナーシップ宣誓制度の登録をしているが、不動産購入にあたっては、上記のとおり、法律上の「婚姻」との大きな扱いの差に直面させられている。

二人は、「同性婚が実現するために、そろそろ自分自身も行動を起こして

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

いきたい。何かしら行動を起こすことで社会にも良い影響がきっと出る。」との思いで、2023年(令和5年)11月4日、九州レインボープライドというLGBTQ+を祝う大きなイベントで公開結婚式を行い、参列者のみならずイベントに立ち寄った多くの人の祝福を受けた。当日がかよの誕生日であったこともあり、みえからは、「これからずっと、私の隣で人生をともに歩いていくパートナーとして、一緒に長生きしてこの手紙を読んでほしい、そして、かよに何かあったときには、私がかよを看取りたい」、そんな想いのこもった100歳まで5年ごとの、かよに宛てた12通の手紙がサプライズのプレゼントとして贈られた。

式の後、みえは職場に同性カップルの存在をカミングアウトする覚悟を決め、勤務先と交渉して異性カップルと同じような結婚休暇、結婚祝い金、パートナーの家族のための慶事休暇等を認めてもらうことができ、かよもパートナーシップ宣誓証明書を提出して結婚休暇を取得することができた。

みえとかよの場合、二人の努力や勇気で周囲の理解を促し、少しでも自分たちが生きやすい環境を作ってきた。しかし、みえが「パートナーシップ宣誓、互いの家族の理解、家の購入、会社のこと、結婚式。一つ一つクリアする度に、喜びや感動はありますが、その度に多大な労力を費やし、結婚できないことで乗り越えられない壁にも何度もぶちあたってきました。なぜ、同性愛者としてただでさえ偏見・差別にさらされている私たちが、多大なる労力をかけ、誰かを説得したり、本当ならばしなくてもいい戦いをしたりしなければならないのか。婚姻届という紙一枚ですべてを簡単にクリアできる異性愛カップルのことをうらやましく思います。」と述べるように、異性カップルであればしなくてもいい苦勞を、同性カップルには「婚姻」が認められていないがために不当に負担させられているのである。

また、こうして努力して作り上げてきた関係性も、病気や死別といった重要な場面で「ふうふ」として認めてもらえるのか、法的な保障は無く、大きな不安を抱えている。

そして、表面上は自分の家族や職場にもお互いの家族にも好意的に受け入れられている二人ではあるが、みえは、職場の同僚へのカミングアウトに関して「同僚の中にはドイツ(ドイツは同性婚もありますし、同性愛にも寛容な国です)に行っていた人もいたので、すんなり受け入れてくれて、ほっ

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

としました。」と語る一方、「私はいまだに両親から、本当の意味では私のセクシュアリティを理解してもらえていないと感じています。生まれてきたからずっと過ごしてきた家族に、自分の本質を受け入れてもらえていないことはとても悲しいことです。同性婚が当たり前にある社会だったら、同性愛者の存在も当たり前を受け入れられていたでしょうし、私と家族との関係も、今よりはもっと深いものであったのでは、と思います」と述べるように、同性愛者等が「婚姻」という社会制度から排除され、「いないもの」とされ続けている我が国において、特に上の世代に本当の意味で自身のセクシュアリティを理解してもらうことの難しさがうかがわれる。

4 小括

以上のとおり、控訴人ら以外の当事者の語りからも、異性の夫婦と何ら変わりのない生活を営んでいるカップルであるにもかかわらず、「婚姻」という法的な制度を利用できない同性カップルは、特に一方の病気や死別といった重大な場面でその関係性が法的に保障されていない不安定な立場に置かれており、実際に法律上・事実上の大きな不利益を被ったり、将来に対する大きな不安を抱えさせられている実態が明らかとなった。

また、養子縁組や遺言の作成、同姓パートナーでも利用できるペアローンの利用など、自分たちの関係を守るための「婚姻」以外の手段があるとしても、大北らや近藤らのように、その手段をとる前に死別してしまうこともあるし、異性カップルであれば婚姻届という紙一枚で済むことに、同性カップルだけが多大な労力・時間・費用をかけ、誰かを説得したり、本当ならばしなくてもいい戦いをしたりしなければならないことは、明らかに異性カップルとの平等を欠いていると言わざるを得ない。

そして、近藤ら、みえとかよの経験から、自治体のパートナーシップ制度では不十分であることが具体的に明らかとなっており、これは、上記第1の調査結果とも合致している。

第4 原判決以降の控訴人らのおかれている現状

同性どうしの結婚が認めていない現行法制度を「違憲状態」とであると判断

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】
「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

した原判決に対し、控訴人らは皆、「違憲」だと明確に認め、立法府に早急な対応を迫ってほしかったとの思いを述べている(甲B9、甲C6、7、甲D8、9)。

実際に、原判決言渡し後も、国会での議論は何ら進展しておらず(甲C8、控訴人ら第8準備書面)、控訴人ゆうたが「福岡地裁の判決以降、こうぞうさんと私のこの不安定な社会的関係には、一切変化はありません。能登半島地震や、ウクライナ・パレスチナのニュースなどを日々見聞きするたびに、私たちのこの穏やかで慎ましい暮らしは、いつ崩れ去ってもおかしくないのだと強く感じます」と語るように、控訴人らが不安定な立場に置かれている状態は何ら改善されていない(甲C7)。

控訴人こうすけは、この原判決後も何も動かない現状に対し、「国がいつまで経っても動かない状態を見ていると、何故同性愛者に生まれてしまったんだろう、いっそ異性を愛することができれば、と自分自身を否定したくなる時もあります。」「生まれながらに同性を愛する私たちの生活が、法の保護に値しないかと言われると、私たちの生活や、私の人生はそれまでのモノだと言われているに等しく感じます。」と述べている(甲B9)。

控訴人こうぞうも、「色々考えると不安に押しつぶされそうになりますし、また、そもそも、色々考えても、私たちには『選択肢』があるわけではありませんから、もし、ゆうたが僕より先に死んでしまったら、僕は野垂れ死んでもいい、そうあきらめるしかないかな、とも考えています。ただ、そもそも、同性愛者である、という本人の選択ではどうしようもないことを理由に、自分の将来にこのような感情が無意識にでもわくこと自体が、社会の制度がおかしいということの証ではないかと思えます」と述べている(甲C6)。

このように、原判決後も、控訴人らの尊厳は日々傷つけられているのである。

控訴人のこうすけ・まさひろは、上記第3の2で述べた近藤が、交通事故で亡くなった今井の被害者遺族と認められず、刑事裁判で被害者参加できなかったというニュースに接し、養子縁組をすることも考えたが、「親子になりたいわけではなく、ふうふになりたい」との思いで、縁組はしないことにした。しかし、まさひろの母が軽い脳梗塞を発症したのを受け、二人はあらためて、いつ突然自分達の一方が病気になるかわからず「法的に他人どうし

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

の私たちにとっては大きな脅威」だと感じると共に、「家族が元気なうちに日本で法律婚をしたい」との思いをいっそう強くしている(甲B9)。

また、上記第1の調査結果からも同性愛者等への偏見・差別が根強く残っている実態が強く示唆されているが、まさひろも「国が差別を容認し続けているが故に、LGBTQに理解のない人々が差別をしていいのだと感じて、めちゃくちゃな理論を振りかざして、人を傷つけています。例えば、SNS上では、私たちのこの訴訟に関する記事に対して、『結婚とは男女の間であるものであり、同性婚は結婚とは似て非なるもので人倫に反するものです。養子縁組で幸せになることを願っています。』、『そのうち犬と結婚して配偶者控除よこせてのがでてくるぞ』などという、意見を目にしました。私たちは見ず知らずの他人からこのような言葉を常日頃から言われているのです。」と自身の経験を語っている(甲B9)。

控訴人こうぞう・ゆうたは、ゆうたが購入したゆうた単独名義の自宅で生活しており、こうぞうの母は二人が幸せそうに二人で生活していることを心から喜び、二人が「結婚」できることを強く願っている(甲C9、10)。ゆうたの父も二人の関係を好意的に受けとめ、裁判も応援してくれている。それでも、こうぞうより先にゆうたが亡くなった場合に、「配偶者」の立場で「相続人」として保護されない現状に対するこうぞうの不安は、上記のとおり非常に大きい。上記第2の1、2で述べたカップルの話を知り、こうぞうが指摘するように「僕が拝見した陳述書のカップルの方も、亡くなられたパートナーの生前に、死後のトラブルを予感させるような、パートナーの家族との目立った衝突は書かれていません。未来のことは分かりません。だからこそ、国は、人が亡くなり、残された者が困らないように、最低限の保障を法律で定めているのだろうと思います。しかし、私たち、同性カップルには、異性カップルと同じように生活していたとしても、その保障を当然には受けられません。」という現状があるからである(甲C6)。

控訴人ココ・ミコは海外で法的に結婚しているが、ミコが日本人でココが外国人であるため、パートナーであるココには就労に制限がない在留資格が認められていない。ココは、在留資格をアップグレードするためオンラインでの学習プログラムを受講し、現在はフルタイムの学生ビザで日本に滞在しながらアルバイトを2つ掛け持ちしているが、学生ビザの有効期限は202

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】

【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2 回期日(20240902)提出の書面です。

5年(令和7年)の夏に迫っており、控訴人ココ・ミコは、再び、家族がどうすれば一緒にいられるのか考えなければならない状況にさらされている(甲D8)。家族としてこの先もずっと安心して家族一緒に日本で暮らしていきたいという希望があるにもかかわらず、その将来が保障されないという非常に不安定な状況に置かれていることで、ココもミコも常に大きなストレスにさらされており、そのことにココの母もミコの母も、心配を寄せ、心を傷めている(甲D8～11)。

また、控訴人ココ・ミコは両親として息子を育てているが、その息子が一番仲のよい友だちに自分のことを知ってもらいたいと思い、母親が二人いることを打ち明けたところ、「気持ち悪い」と言われてしまった。そこで息子が「お母さんが二人いるのって悪いことか?」と尋ねたところ、友だちは「悪いことだ」と言ったので、さらに、「おまえが、誰かに、お父さんとお母さんがいることが悪いことだって言われたら、どう思う?」と問いかけたところ、相手はだまって少し考え、「うん、わかった」と言ったという経験を、晴れ晴れとした表情でココ・ミコに話してくれた。諦めずに自分の言葉で相手に伝え、そのことが相手に伝わったという喜びを、両親に伝えてくれたという息子は、ココ・ミコという両親の愛情をしっかりと受けて豊かな成長をしていることがよくわかるエピソードである(甲D9)。

しかしながら、上記第1の調査結果からも同性愛者等への偏見・差別が根強く、学校でのいじめの原因になっていることが示唆されている。また、最終的に理解が得られたとはいえ、母親が二人いることを聞いた友人の第一声が「気持ち悪い」であったことは、この社会に強固な同性愛者等への偏見・差別が息づいていることを示しているものと言わざるを得ない。したがって、ココ・ミコの息子に限らず、同性愛者等の家族であるということのみを理由に、今後学校でいじめなどの差別的な扱いを受けるリスクは常にあるとの実態が存在しているのである。そして、それは、ココの母が指摘するように、ココ・ミコのような家族の存在が公的に承認されておらず、国が、同性愛者等の家族は異性愛者の家族よりも重要性が低い、というメッセージを社会に送っていることにこそ原因がある。そして、そのメッセージが、同性カップルの子どもたちの尊厳をも傷つけることは言うまでもない(甲D10)。

【有償配布 や Web(ホームページ, ブログ, facebook 等)へのアップロード・転載はお止めください】
【リンクはご自由にお貼りください】

「結婚の自由をすべての人に」九州訴訟(福岡高裁)第2回期日(20240902)提出の書面です。

第5 さいごに

以上のおり、婚姻という社会制度から排除されていることで、控訴人らを含む同性愛者等がスティグマにより人格的尊厳を毀損され、法律上の婚姻が認められないことで法律上・事実上の不利益を被っていることを明らかであり、もはやこの現状を放置することは許されない。

以上